

令和8年度

あおば スタート補助金

For Local activities

最大

30万円補助

自治会町内会と連携・協力して実施

or 自治会町内会が主催する

区内の身近な地域課題の解決

につながる活動を応援します！

1次募集

4月1日～5月31日必着

2次募集

6月1日～7月31日必着

詳細はこちら



青葉区マスコットキャラクター
なしかちゃん

相談先

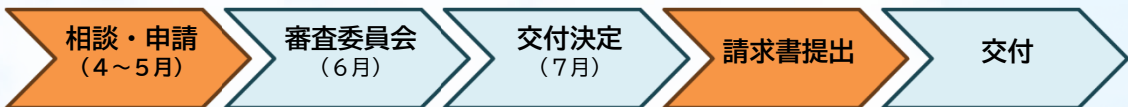
青葉区役所地域振興課（地域力推進担当）

☎ 045-978-2286 FAX 045-978-2413

✉ ao-chiikiriyoku@city.yokohama.lg.jp



令和8年度あおばスタート補助金 募集要件

対象団体	<ul style="list-style-type: none">● 下記のすべての要件を満たすもの① 2人以上の構成員を有し、団体への参加について制限を設けていない団体② 民主的な意思決定の場がある団体
対象事業	<ul style="list-style-type: none">● 下記のすべての要件を満たすもの① 青葉区内の地域課題の解決につながる事業② 実施する地域の自治会町内会の了承が得られたうえで、当該自治会町内会と連携・協力して実施する事業、又は実施する事業の地域の自治会町内会が主催する事業③ これからはじめる事業又は既存の事業の改善や見直しを行う事業④ 課題とその解決手法が明確に提示されている事業⑤ 自主的・主体的に企画及び実施する事業⑥ 令和8年度中に実施する事業⑦ 令和8年度以降も継続的な取組を行おうとしている事業 <p>※ 次に該当する事業は対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none">① 営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受ける事業② 政治的又は宗教的な宣伝の意図を有する事業③ 他の補助金等の支援を受けている事業④ 公序良俗に反するなど、支援の対象として適当でないと認められる事業
対象経費	<p>令和8年度中に支出する事業に要する経費を対象とします。</p> <p>※ 次に掲げるものは対象外です。</p> <ul style="list-style-type: none">① 施設などの維持管理に関する経費② 親睦的な飲食費、他団体への会費や寄付、直接組織の運営・活動にかかる経費③ 申請団体に所属する者への謝金 <p>※ 対象経費一覧については、青葉区ウェブサイト内の「あおばスタート補助金交付要綱」をご確認ください。</p>
補助期間	連続する 2 か年度を限度とします。 ※ 各年度ごとに申請が必要です。
補助金額	<ul style="list-style-type: none">● 初年度：補助対象経費の9/10を限度に、30万円を上限として区長が決定● 2年度目：補助対象経費の1/2を限度に、15万円を上限として区長が決定
申請期間	<ul style="list-style-type: none">● 1次募集：令和8年5月31日（日）まで● 2次募集：令和8年7月31日（金）まで <p>（※申請前の相談・事業内容についてのヒアリングは必須です。初回相談は、7月21日（火）までお願いいたします。）</p>
交付決定方法	申請書提出後、審査委員会にて申請内容を審査した上で、補助金交付の可否及び補助金交付金額を決定します。
審査項目	① 必要性 ② 主体性 ③ 実現性 ④ 継続性 ⑤ 将来性 ⑥ 創意工夫
相談・申請から交付までの流れ	例：1次募集に申請した場合の目安 
申請方法 (※申請前に要事前相談)	申請を希望する場合は、 事業計画書（第2号様式） を作成の上、下記の相談先までご連絡ください。詳細は、「あおばスタート補助金交付要綱」もご確認ください。 【相談・申請先】 青葉区 地域振興課 地域力推進担当（青葉区役所4階74番窓口） 住所：〒225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31番地4 ☎：045-978-2286 ☒： ao-chiikiryouku@city.yokohama.lg.jp

